

世田谷区告示第264号

金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 株式会社リーテム

(2) 所在地 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

2 委託した歳入等

売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで